

1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、平成 23 年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
- (2) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
- (3) 年の中途で就職した人で前給与のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年微取扱などを添付してください。
- (4) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受けける給与だけでは配偶者控除や扶養控除、障害者等の控除の全額が控除しきれない場合には、控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。

2 控除対象配偶者、扶養親族等の範囲

①控除対象配偶者	所得者（この申告書を提出する人をいいます。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成 23 年中の所得の見積額が 38 万円以下の人
②老人控除対象配偶者	①の控除対象配偶者のうち、年齢 70 歳以上の人（昭和 17 年 1 月 1 日以前に生まれた人）
③扶養親族	所持者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受け取る人及び白色事業専従者を除きます。）、児童扶養法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、平成 23 年中の所得の見積額が 38 万円以下の人
④控除対象扶養親族	③の扶養親族のうち、年齢 16 歳以上の人（平成 8 年 1 月 1 日以前に生まれた人）
⑤特定扶養親族	④の控除対象扶養親族のうち、年齢 19 歳以上 23 歳未満の人（昭和 64 年 1 月 2 日から平成 5 年 1 月 1 日までの間に生まれた人）
⑥老人扶養親族	④の控除対象扶養親族のうち、年齢 70 歳以上の人（昭和 17 年 1 月 1 日以前に生まれた人）
⑦同居老親等	⑥の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいざれかとの同居を常況としている人
⑧障害者（特別障害者）	所得者本人又はその控除対象配偶者や扶養親族で、次のいざれかに該当する人 イ 精神上の障害により事理を弁識する能力をなく常況にある人……たゞて特別障害者になります。 ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。 ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が 1 級の人は、特別障害者になります。
⑨身体障害者	二 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が 1 級又は 2 級の人は、特別障害者になります。 ホ 脊髄損傷患者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が思経別法表第 1 号表ノ 2 の特別障害から第三項症までの人は、特別障害者になります。
⑩同居特別障害者	チ 精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の人（昭和 22 年 1 月 1 日以前に生まれている人……すべて特別障害者になります。 ト 常に就寝を要し、複雑な介護を要する人……すべて特別障害者になります。

⑪同居配偶者

控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、所得者、その配偶者又は所持者と生計を一にするその他の親族のいざれかとの同居を常況としている人

⑫寡婦

所得者本人で、次に掲げる人

イ 次のいざれかに該当する人で、扶養親族又は生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者又は扶養親族とされていたり、平成 23 年中の所得の見積額が 38 万円を超える子は除きます。）のある人、

（i）夫と死別した後、婚姻していない人、（ii）夫と離婚した後、婚姻していない人、（iii）夫の生死が明らかでない人、

ロ 上記に掲げる人のほか、次のいざれかに該当する人で、平成 23 年中の所得の見積額が 500 万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が 6,888,889 円以下）の人

（i）夫と死別した後、婚姻していない人、（ii）夫の生死が明らかでない人、

（iii）夫と離婚した後、婚姻していない人、（iv）夫の生死が明らかでない人、

（v）夫と死別した後、婚姻していない人、（vi）妻と離婚した後、婚姻していない人、（vii）妻の生死が明らかでない人、

（viii）妻と死別した後、婚姻していない人、（ix）妻と離婚した後、婚姻していない人、（x）妻の生死が明らかでない人、

（xi）夫と死別した後、婚姻していない人、（xii）夫の生死が明らかでない人、

（xiii）夫と離婚した後、婚姻していない人、（xiv）夫の生死が明らかでない人、

（xv）夫と死別した後、婚姻していない人、（xvi）夫の生死が明らかでない人、

（xvii）夫と離婚した後、婚姻していない人、（xviii）夫の生死が明らかでない人、

（xix）夫と死別した後、婚姻していない人、（xx）夫の生死が明らかでない人、

（xxi）夫と離婚した後、婚姻していない人、（xxii）夫の生死が明らかでない人、

（xxiii）夫と死別した後、婚姻していない人、（xxiv）夫の生死が明らかでない人、

（xxv）夫と離婚した後、婚姻していない人、（xxvi）夫の生死が明らかでない人、

（xxvii）夫と死別した後、婚姻していない人、（xxviii）夫の生死が明らかでない人、

（xxix）夫と離婚した後、婚姻していない人、（xxx）夫の生死が明らかでない人、

（xxxi）夫と死別した後、婚姻していない人、（xxxii）夫の生死が明らかでない人、

（xxxiii）夫と離婚した後、婚姻していない人、（xxxiv）夫の生死が明らかでない人、

（xxxv）夫と死別した後、婚姻していない人、（xxxvi）夫の生死が明らかでない人、

（xxxvii）夫と離婚した後、婚姻していない人、（xxxviii）夫の生死が明らかでない人、

（xxxix）夫と死別した後、婚姻していない人、（xxxviii）夫の生死が明らかでない人、

（xli）夫と離婚した後、婚姻していない人、（xlii）夫の生死が明らかでない人、

（xliii）夫と死別した後、婚姻していない人、（xlii）夫の生死が明らかでない人、

（xlii）夫と離婚した後、婚姻していない人、（xliii）夫の生死が明らかでない人、

（xlii）夫と死別した後、婚姻していない人、（xliii）夫の生死が明らかでない人、

（xlii）夫と離婚した後、婚姻していない人、（xliii）夫の生死が明らかでない人、

（xlii）夫と死別した後、婚姻していない人、（xliii）夫の生死が明らかでない人、

（xlii）夫と離婚した後、婚姻していない人、（xliii）夫の生死が明らかでない人、

（xlii）夫と死別した後、婚姻していない人、（xliii）夫の生死が明らかでない人、

（xlii）夫と離婚した後、婚姻していない人、（xliii）夫の生死が明らかでない人、

（xlii）夫と死別した後、婚姻していない人、（xliii）夫の生死が明らかでない人、

3 記載についてのご注意

（1）「平成 23 年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。
イ 「平成 23 年中の所得の見積額が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額（収入金額が 161 万 9 千円未満の場合には 65 万円（0 円入金額を限度とします。））を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。
なお、非課税とされる退済年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、補定申告をしないことを選択した上場株式等などについては、配偶者控除や扶養控除の判定の基礎となる所得には含まれません。

（2）「左記の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
イ 障害者（特別障害者）……障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級など）などの障害者（特別障害者）に該当する事実。その人が控除対象配偶者や扶養親族の場合には、併せてその人の氏名（特別障害者に該当する人のときは両者の有無）なお、その人が年齢 16 歳未満の扶養親族である場合には、その人の住所又は居所、生年月日、あなたとの結婚及び平成 23 年中の所得の見積額（これらは住民税に関する事項に記入するため、記入を省略できます。）

ロ 離婚又は寡夫……死別、離婚、生死不明の別、生計を一にする子の氏名及びその子の平成 23 年中の所得の見積額などの算出又は算出に該当する事実。また、2 の「⑩寡婦」の口に掲げる寡婦、「⑪同居特別障害者」又は「⑫寡婦」に該当する人については、これらのほか平成 23 年中の所得の見積額

ハ 勤務夫……学校又は就労先に所属する人による「⑩寡婦」の口に掲げる寡婦、「⑪同居特別障害者」又は「⑫寡婦」である人年齢 16 歳未満の扶養親族をいいます。）を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に書いてください。

（4）住民税に関する事項の欄には、扶養親族のうち年齢 16 歳未満の人（平成 8 年 1 月 2 日以後に生まれた人）について記載してください。